

5 福薬業発第 1 1 4 号
令和 5 年 6 月 8 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

インボイス制度における公正取引委員会による注意事例について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和5年6月8日

都道府県薬剤師会事務（局） 長 殿

日本薬剤師会
総務部 総務課

インボイス制度における公正取引委員会による注意事例について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、公正取引委員会において、インボイス制度の実施に関連した注意事例が公表されましたので、ご案内いたします。インボイス制度に関して、独占禁止法違反につながるおそれのある複数の事例が確認されたため、違反行為の未然防止の観点から、どのような業態の発注事業者と免税事業者との間でそうした事例が発生したかということに加え、事例を踏まえた独占禁止法・下請法上の考え方を改めて明らかにする内容となります。

つきましては、会務ご多用の折恐れ入りますが、地域薬剤師会ならびに貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<公正取引委員会による注意事例の概要>

○ 発注事業者（課税事業者）が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先（免税事業者）に対して、インボイス制度実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を引き下げると一方的に通告。

※ 下記リンク先において、注意事例の概要やそれを分かりやすい形で説明したイラスト資料が公表されています。

https://www.jftc.go.jp/file/invoice_chuijirei.pdf

参考①

免税事業者やその取引先の対応に関して、消費税法及び関係法令に基づいて「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」を取りまとめて公表しています。詳細は下記リンクをご確認下さい（各ウェブサイトに掲載されているQ&Aは全て同じ内容となります）。

【財務省】 http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】 <https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>

【中小企業庁】 <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

参考②

本通知の注意事例と関係はございませんが、中小企業庁の補助事業において、免税事業者のインボイス制度に関する相談内容に応じて、税理士による無料オンライン相談など各種相談先を下記リンクで紹介しております。

【中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口】 <https://chusho-invoice.jp/>

インボイス制度の実施に関連した注意事例について

令和 5 年 5 月
公正取引委員会

1 趣旨

公正取引委員会は、インボイス制度の実施に際して免税事業者とその取引先との間で独占禁止法・下請法上問題となり得る行為について、令和 4 年 1 月、関係省庁と共同で作成した「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A」（以下「インボイス Q&A」という。）において独占禁止法・下請法上の考え方を明らかにしています。インボイス Q&A では、発注事業者（課税事業者）が、免税事業者に対し、「課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど」と一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります」（Q7 の 6）との考え方を示しています。

今般、インボイス制度の実施に関連して、独占禁止法違反につながるおそれのある複数の事例が確認されたため、違反行為の未然防止の観点から、こういった業態の発注事業者と免税事業者との間でそうした事例が発生したかということに加え、事例を踏まえた独占禁止法・下請法上の考え方を明らかにしておくこととしました。

2 注意事例

一部の発注事業者が、経過措置^{（注）}により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告を行った事例がみられました。

（注）免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後 3 年間は、仕入税額相当額の 8 割、その後の 3 年間は同 5 割の控除ができることとされています。

このため、公正取引委員会は、以下の発注事業者に対し、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から注意を行いました。

【注意した事業者の業態及び取引の相手方】

注意した事業者の業態	取引の相手方
イラスト制作業者	イラストレーター
農産物加工品製造販売業者	農家
ハンドメイドショップ運営事業者	ハンドメイド作家
人材派遣業者	翻訳者・通訳者
電子漫画配信取次サービス業者	漫画作家

3 独占禁止法上又は下請法上の考え方

取引上優越した地位にある事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合に、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、下請法上の親事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者である下請事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合に、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、下請法上問題となるおそれがあります。

【想定事例】

- 発注事業者（課税事業者）が、経過措置^{（注）}により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると一方的に通告した。

（注）免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされている。

① 文書の発出

いきなり何だろう…？

取引先 A
（免税事業者）

取引先 B
（免税事業者）

経過措置はあるけど、
免税事業者だから、消
費税相当額を支払う
必要はないわね

通告

発注事業者
（課税事業者）

② 文書には…

通告

インボイス制度の
実施後も課税事業者
に転換せず、免税
事業者を選択する
場合には、消費税相
当額を取引価格から
引き下げます。

➤ **それ、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります！**



発注事業者（課税事業者）が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合に、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります。